



平 監 発 第 5 0 号
令和 6 年 2 月 2 2 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 虻 川 浩
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和4年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
公益社団法人小平市シルバー人材センター	健康福祉部 高齢者支援課
一般社団法人小平市体育協会	地域振興部 文化スポーツ課

(2) 指定管理者監査

令和4年度の公の施設管理に係る事務の執行及び管理運営状況

指定管理者	所管部課
特定非営利活動法人小平市民活動ネットワーク	地域振興部 市民協働・男女参画推進課

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

(2) 指定管理者監査

【所管部課】

- ① 指定管理者制度を導入した目的・趣旨は達成されているか。
- ② 指定管理者の指定及び協定書の締結は適正に行われているか。
- ③ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ④ 業務の履行確認は、事業報告書によりなされているか。

【指定管理者】

- ① 施設の管理運営業務は、協定書等に基づき適切に実施されているか。
- ② 施設管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ③ 利用促進のための努力はなされているか。
- ④ 事業報告書は適正に作成されているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年11月15日から令和6年1月29日まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

公益社団法人小平市シルバー人材センター

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

公益社団法人小平市シルバー人材センターに対して補助金を交付することにより、人材センターの円滑な運営を図り、もって一般雇用になじまないが働く意欲を持つ健康な高齢者の働く機会を確保し、高齢者の社会参加と生きがいつくりに寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和4年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市公益社団法人小平市シルバー人材センター事業補助金 (1) 公益目的事業に要する経費 (2) その他市長が特に認める経費	61,846,185 円	31,560,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（健康福祉部 高齢者支援課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

一般社団法人小平市体育協会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

一般社団法人小平市体育協会が行う体育の啓発奨励、体育大会、講習会等の事業に要する経費について市がその一部を補助することにより、市民の体育・レクリエーションの振興に寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和4年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市体育協会補助金 (1) 加盟団体育成事業 (2) スポーツ教室等市民体育振興事業 (3) 体育大会及び講習会 (4) 大会への選手等の派遣 (5) その他市長が必要と認める事業	40,827,060 円	8,795,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

交付申請書の添付書類に不備のあるものや、補助金の使途を特定するための領収書を確認することなく交付申請しているものが見受けられた。適正に処理されたい。

② 所管部課（地域振興部 文化スポーツ課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

交付申請書の添付書類に不備のあるまま修正を求めることなく受理しているものや、補助金の使途を特定するための領収書を確認することなく交付決定しているものが見受けられた。適正に処理されたい。

特定非営利活動法人小平市民活動ネットワーク

(1) 指定管理業務の概要

① 指定管理者の名称

特定非営利活動法人小平市民活動ネットワーク

② 指定期間

平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

③ 指定管理業務の内容

支援センターの管理に関する業務のうち次に掲げるもの

(1) 小平市民活動支援センター条例第2条に規定する事業の実施に関する業務

(2) 小平市民活動支援センター条例第5条第1号の規定により会議室等を利用する団体の登録をすること。

(3) 小平市民活動支援センター条例第6条第1項の規定により会議室等の利用の承認をすること。

(4) 小平市民活動支援センター条例第8条第1項の規定により会議室等の利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずること。

(5) 小平市民活動支援センター条例第9条の規定により支援センターの利用を拒み、又は退館を命ずること。

(6) その他市長が定める業務

④ 指定管理料（令和4年度） 16,664,000円

(2) 監査の結果

① 指定管理者に対する監査の結果

上記公の施設の管理運営業務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<意見・要望事項>

(1) 経理事務について

経理規程で定められた勘定科目と活動報告書の事業名が不整合であるもの、小口現金の扱いや保管金額が小払資金取扱要領と不整合であるもの等が見受けられた。適切な事務処理を行えるよう、会計処理の在り方について見直しをされたい。

② 所管部課（地域振興部 市民協働・男女参画推進課）に対する監査の結果

上記公の施設の指定管理者に対する指導監督等の業務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。